

「イスラーム世界における契約の理論と実態」

（文書を中心とした発表になる性格上、1999年6月12日開催の第1回ペルシア語文書研究会での発表と重複する箇所を含む点、事前にご了承願いたい。）

前提：13～14世紀イラン（イルハン朝モンゴル政権統治下）の事例を中心とする
オスマン朝支配下での変化～近現代の状況を考慮に入れない

1. イスラーム世界における契約

A. 「契約」

イスラーム実定法（フィクフ）に基づき、イスラーム法によって拘束される

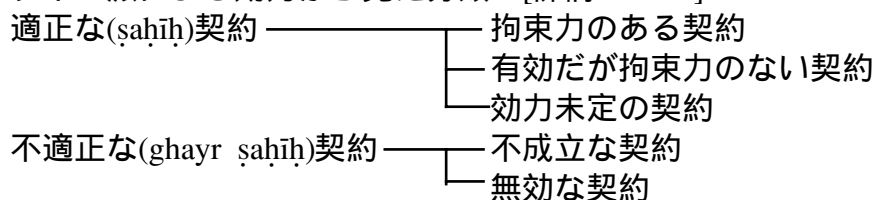
法関係上の「契約」であることが考察の前提

法理論上の原則：[Schacht, *Introduction*: 144-45]

「イスラーム法は、契約の自由は認めていないが、ある特定のタイプの中ではかなりの程度の自由を認めている。契約の自由は、法的取引の倫理的支配に相容れないのであろう。」

「契約は双方向的な取引であり、両当事者の同一の立ち会いの場(majlis)で正常に行われた申し出(ijāb)と受け入れ(qabūl),を必要とする。」

* ハナフィー派による効力から見た分類 [柳橋: 41-47]



「この分類は、あらゆる法律行為に妥当するわけではなく、また、シャーフイー派やハンバル派にも妥当しない。（マーリク派には実質的には妥当する。）」

B. 文書

歴史学の立場から

* では、過去の法関係の実態をいかに知ることができるか？

「契約 文書」の関係

a. イスラーム法上の文書の位置

イスラーム法：文書を法的証拠として用いることを拒否し、口頭の証言のみを証拠として採用

初期の頃から私文書（私権に関わる文書）が作成される

< コーラン > 第 2 章 282 節

...お互い同士、一定の期限つきで貸借関係を結ぶ場合には、それを書面にしておくのだぞ。誰か書式を心得た者に双方の間に入って間違いのないように書いてもらうこと。...。どうしても書くのじゃ。そして債務を負う方の側が文句を口上で言う。アッラーを畏れかしこみ、いささかたりとも（額面を）実際より少なく言ったりしてはならぬ。... [井筒訳（岩波文庫）上：p.69]

Wakin によると [Wakin 1972, Introduction]

法学者 = 文書に対する態度を保留

コーランの命令を単なる忠告と解する

- ・ イスラーム法成立当時、文書証拠の拒否によって、イスラーム法の独占的使用を維持しようとする。
- ・ 善良なムスリムの言葉が価値を持つという、法に対する宗教的・倫理的基準の重視

文書書式学(shurūṭ)の確立 = 9 世紀後半、ハナフィー派において

Abū Ja'far Aḥmad al-Ṭahāwī (d. 933), *Kitāb al-shurūṭ al-kabīr*
Kitāb al-shurūṭ al-ṣaghīr

b. 「紙」の流通

イスラーム法形成期の 8 世紀末ころ

アッバース朝カリフ, Rashīd [ハールーン・アッラシード] 時代(在位 786 ~ 809)

バグダードに製紙工場

アッバース朝ディーワーンの行政文書として紙が採用される

(バルマク家のワズィール, Faḍl b. Yḥyāの提案による)

イブン・ハルドゥーン (d. 1406) 『歴史序説』の言

もともと学術著作や政府の通達, イクター委任, 証書などの書状の筆写には動物の皮から特に作られた皮紙を使っていた。後に述べるように, イスラームの初期は極めて繁栄した時代であったが, 著作は少なく, そのうえ政府の文書や証書も少なかった。それで初期の人々は, 皮紙に書くに止まったが, しかし, その書かれたものには書に対する愛着と正確に書こうとする意欲がみなぎっていた。やがて著述や著作が次第に盛んになり, 政府の文書や証書も多くなって, もはや皮紙では追いつかなくなった。そこで [アッバース朝の宰相] ファドル・ブン・ヤフヤーは紙の製造を進言し, 紙が造られた。まず政府の文書や証書に紙が用いられ, ついで一般でも公文書や学術著作に用いるようになり, 製紙技術はかなりの段階にまで発達した。

森本公誠訳 『歴史序説』 第 2 巻(岩波書店 1980) [全 3 巻] より引用 (一部変更)

カルカシャンディー (d. 1418)

カリフ, ラシードの時代になって, 紙が豊富になり, 人々の間に紙の使用が広まったので, 紙にのみ書くことを命じた。そのわけは, 皮やその他の書写材料では, 文字を消したり, またもう一度書き加えたり, 変造したりすることが容易であるが, 紙の場合はこれと違って, もし文字を消したりすると破れ, また書き直したりすると, その跡がはっきりわかるからである。そこで紙に書くことが各地に広がり, 近くにも遠くにも伝わり, 人々の間で今日に至るまで紙に書くことが続けられたのである。

Ṣubḥ al-A'shā, vol.2, ed. 1987, pp.515-16, [藤本勝次 1981より引用]

「変造」「改変」への留意がイスラーム法の契約文書には出発点から重要な要素として考慮されていた

c. シュルート学上の契約文書

文書を書く際の注意事項 [Wakin, *Function*: Introductionより]

- * 後に記載事項に問題点が見つかって、再検討されないようにする必要
- 当事者の特定： 契約当事者の名を父，さらに祖父に遡って記載し，人物を特定する。かつ，契約の当事者となる資格（成年であること；心身とも健全であること等）を確認する事項を記載する。
- 対象物件の特定： 地域によって執筆事項は異なるが，おおよそ取引契約の対象物件の四囲の隣接物を書く
- 契約金額の特定： 当事者間で物件の引き渡しに対して支払われた貨幣の種類と金額を書く。その際，金額の2分の1，もしくは3分の1の額の数字を挙げ，読み誤りのないようにする。
- 契約終了の確認： イスラーム法においては，両契約当事者が，実際に別れたときに始めて契約が終了したと考える（別れ方には議論が存在する）。その終了を確認する文言（「別れた」）をいれ，さらに，契約が合法的に遂行されたことを確認する文言を入れる
- * 法学派によって異なる意見が存在する場合は，後にその契約が無効になることを避けるために，その事項に関しては曖昧に書く

cf. Gronke 1984：

マニュアル通りというわけではなく、ケース・バイ・ケースではありえる

d. 文書の実例

ヤルカンド文書：Gronke V：529年(ウ)ズルカアダ月25日（1135年9月6日）

アラビア文字アラビア語 *ウイグル文字/アラビア文字トルコ語の記名

[Gronke 1986の校訂・翻訳より]

1. 慈愛あまねき神の御名において
2. これは，ムハンマドとその兄弟ムーサー，および別の兄弟ヤフヤーが購入したものである。
3. 彼らは，アラブ族ラビーア(Rabī‘ al-‘Arabī)の二人の息子[…]ユースフとウマルから，
4. 購入の日に，彼ら二人のものであり(li-humā)，彼ら二人の所有権に属し(fi milk-humā)，彼ら二人の占有下にある(tahta taṣarruf-humā)，地所[を購入した
の だが]
5. それはアルベク・ヤーム(? ARWBK YAM)の地区(maḥalla)にあり，サンマス(? SNMAS)という名の，ヤルカンドに属す地域(kūra)の農地帯にあり，
6. ムハンマド・ハーシムベク・KR?H KWBに關係するマスジドの前を流れる支流を出している，アリー・アルハージブに關係する用水路のほとりにある。
7. それは， 4つの境界に囲まれ，その第1は，
8. トルコ語でサマン(? SMAN)という名の藪に隣接する。第2は，大きな用水路に隣接し，第3は，

- 9 . ラグルク(? LGhLQ)の土地に隣接する。第4は、大通りに隣接する。彼らは、このように囲まれたものを購入したのである。
- 10 . [以下の付属物]全てとともに、すなわち、境界、権利、設備、道、通路、水辺、
- 11 . 2つの井戸、用水路、実のなる木、実のならない木、2軒の家屋、建物[といった物で]
- 12 . [これらは]権利の多少、土地の善し悪しに係わらず、そこにあり、
- 13 . 認められ、関係する物で、内にある外にあるに係わらない物であるが、[それら全てとともに]
- 14 . カーシュガルとヤールカンダの町で流通する、良質で正当な貨幣で27000ディーナール、
- 15 . その半額は、13500ディーナールであるが、[その額で購入した]。正当で、合法で、有効で、完全な、決定的な、最終的な購入であり、
- 16 . 条件を損ない、無効にする物は一切ない。正当な取引によって、金と財の交換による取引が行われ、
- 17 . 肉体的にも言葉の上でも「離れる」といえるように、彼らは契約の場(majlis al-‘aqd)から離れたが、
- 18 . [それは]彼らが知っており、理解できる言葉で、彼らに[その契約の文書が]読まれた後で、である。所有権の瑕疵の保証(ḍamān al-darak)と権利の立証責任(istiḥqāq)は、
- 19 . 売り手の義務である。これは、彼らが、自分の意志を持って、肉体的に健全な状態で行われた。
- 20 . これは、529年ズルカアダ月から5晩残っている日 [= 25日] である。
- 21 . [この年は]トルコ語では、午年(yund yılı)である。
- 22 . Abū al-Qāsim b. Salār A?RA? Bashi がこれを記す。
- 23 ~ 34 . 証人(立会人)の列挙

文書の証人の記名：8名分

*証人 (アラビア文字トルコ語・アラビア語)

「私、‘Alī Amhar Abdal の息子(ughli) Khalīl Abā ‘Abbāsī は、証言する(tanuq mǎn)。これは彼の指示で書かれた(kutiba bi-amr-hi) [アラビア語]」

*証人 (アラビア文字アラビア語)

「Muḥammad b. al-Ḥusain al-tājir [商人] が、その内容全てを証言する(shahida bi-jamī‘ mā fi-hi)。これは自筆された(kutiba bi-khatt-hi)」

*証人 (ウイグル文字トルコ語)

「この文書の中にあることを、私、Muḥmat Vagatur(?) は証言する(bu khatt içindäki işkä mǎn Muḥmat Vagatur(?) tanuq)」

* イスラーム化の進行しつつある地域でのイスラーム法受容の過程を示す1例

- ・シュルートの要件をほぼ満たす形式
- ・アラビア語の不自由な住民の間でのシャリーア形式の契約文書の作成

・ヤールカンド文書現存最古：Erdal I (ウイグル文字トルコ語)

ネズミの年473年ラビーII月(1080年8-9月)：土地売買文書

- ・十二支暦とともにヒジュラ暦
- ・「文書」を表す言葉としてアラビア語“khatt”を借用

* イスラーム化 = イスラーム法の契約システムの優位の認識によるイスラーム受容

C. ヒヤル

* ヒヤル(hiyal) = 法的すり抜け ; ある禁止事項を回避する手段

a. 一般的なヒヤルの事例 : リバー [増加 ; 利子 ; 高利] の回避
[Schacht, *Introduction*: 79; cf. 堀井 1995]

| | | | | | |
|----|---|---|---|------|----------------------|
| 契約 | : | 1 | A | 財 | B |
| | | 2 | A | 代金 a | B [条件 : 一定期限後に支払い] |

| | | | | | |
|----|---|---|---|------|---|
| 契約 | : | 1 | A | 財 | B |
| | | 2 | A | 代金 b | B |

代金 a > 代金 b
契約 ・ 契約 を同時に行う

時系列で並べると

| | | | | | |
|----|----|---|---|------|---|
| 契約 | -1 | : | A | 財 | B |
| 契約 | -2 | : | A | 代金 b | B |
| 契約 | -1 | : | A | 財 | B |

[財 = 抵当 ; 代金 b = 融資額]

[一定期限後]

| | | | | | |
|----|----|---|---|------|---|
| 契約 | -2 | : | A | 代金 a | B |
|----|----|---|---|------|---|

[代金 a = 利子を組み込んだ返済額]
< 代金 a 不払いの場合は財はAの下へ ; 引渡も期限後とすると質 >

契約 ・ 契約 をそれぞれ別の文書に書くことにより、
個別の契約としてそれぞれ合法になる

b. ヒヤルの文書

697年ラビー 月23日(1298年2月7日)付アマスィア発の賃貸借契約文書

[Turan 1952[トルコ語], 1955[英語]]

この文書の内容は、そこに語られたとおり私の許で行われ、私は、適正と受け入れて認可(=ḥkm)を下し、その認可に信頼できる証人を集め、[この文書を]書いた。私は、この日付における繁栄するアマスィアのハーキム[カーディー]‘Abd-allāh b. ‘Abd al-Rahmān al-Tabrīzīである。

al-amīr al-muqbil sayyid al-umarā wa-l-amājid **Shujā‘ al-Dīn Sulaymān b. Muḥammad b. Dawlat b. Ginj al-Alāī** は合法で適正な陳述によって、以下の通り陳述した。

彼は、al-amīr al-mu‘azzam al-kabīr sayyid al-umarā wa-l-akābir **Nāṣir al-Dīn b. al-amīr al-marḥūm Sayf al-Dīn Farīdūn** 彼の高位よ、永続せよ に対し、流通貨幣のスルターニーヤ銀貨で1500ディルハムを 保証のために[書くと]その3分の1は500ディルハムであるが この文書の日付より丸1年間に期限の定められた、取り消せない債務として借りた。その総額分の抵当として、彼の妻、al-sitt al-‘afifat al-musammāt **Ṣāliha Khātūn** bt. al-marḥūm Najm al-Dīn Qutlū Bak b. al-ḥājj ‘Izz al-Dīn ‘Alīの代理権により、次に説明される不動産1件全体を抵当に定めた。彼は、その4分の1の半分[8分の1]を al-shaykh amīr ‘Alī b. Muḥammad b. RustamとIbrāhīm b. Mūsāの証言を受けて、提供した[/権利を放棄した(abāḥa)]。この[不動産]は、**A‘māl Amāsiya**の**AWKSA**村にある3つの耕地(afdina<fiddān)の総体である。その第1は、‘Alī Akhīとして知られ、今はIdrīsと‘Uthmānに委ねられている(bi-muwākirat)。第2は、Dawlatshāhの耕地として知られ、今はChūpānとその娘Chīchakに委ねられている。第3は、KNBDYRの耕地として知られ、今はSirāj DānishmandとKajūkとして知られるkhwāja ‘Alīに委ねられている。すべての境界・諸権利をとめない、合法に掌握され適正な抵当である。彼は、代理権によって、抵当の4分の1の半分[8分の1]と期限内の収益を提供したが、期限終了後も抵当となっている限り、彼のものとなり、[これは]合法的に受け入れられる。

この認可と証言は、697年ラビー 月23日に行われた。

[以下、証人記名]

ここでは、耕地の8分の1の権利を提供した(abāḥa)契約については、al-shaykh amīr ‘AlīとIbrāhīmの2名の証言を得て、別の契約として行われていたであろうことが伺える。

この8分の1分の収益が、利子の役割を果たすことになる。

- * このようにイスラーム世界では、契約に関する法曹的「技術」が高度に発達していたと捉えることができる(特に、ハナフィー派が中心でシャーフィイー派も)。イスラーム法が、神を前提とした「聖法」「宗教法」であることは確かであるが、イスラーム社会の実態を考える場合、その点を強調することは誤った解釈をもたらすことになるであろう。

2. ワクフ

A. ワクフ研究

ワクフ(waqf)とは、イスラーム法における所有権のあり方の一つの形態であり、設定者が、所有権(milk)の確立したある財の処分権を放棄し、使用収益権をある対象に供出・固定することをいう。所有権に関わる「契約」の一形態であるといえる。[ワクフ設定後の処分権が誰に属すかは議論があるが、「神に属す」という(わかりやすい)説は少数意見であるようである。]

ワクフは、おそらくイスラーム相続法(男女比を設ける均分相続)の原則を回避するために発展し(すなわち特定の子孫およびその系列に対象を指定する形態で一元的な財産相続が可能となる)、対象が「善行である」ことが求められるため、ある種の「寄進」の機能を果たすことになる。ワクフもまた「ワクフ文書(waqfiya / waqf-nāma)」と呼ばれる文書が作成されることによって(実質上)登記される。

14世紀のイルハン朝社会では、ガザンのイスラーム受容以後、大規模なワクフが次々と設定され、それらの大規模なワクフ文書群が複数残されている。モンゴル支配下のイランというと、イスラーム的要素からは遠いイメージが持たれがちであるが、この時期の研究材料は、オスマン期以前の前近代のイスラーム社会を考察する上で、現時点ではマムルーク朝下カイロ社会などを対象とするよりむしろ有利といつてよい(この時点のイラン社会はシーア社会ではなくシャーフィイー派=ハナフィイー派社会と見なすことができる)。

B. 「契約」としてのワクフ

利用文書(イラン中部の地方都市ヤズドに関わる2つの大ワクフ文書群)

* 『ラシード区ワクフ文書』[イルハン朝の有力政治家]: 1309年8月9日付け
ラシードのヤズドにおけるワクフ物件

不動産: 409件 水利権: 175件 計584件

* 『慈善集』[ヤズドの名家ニザーム家のワクフ文書集成]: 1333年4月14日付け

ニザーム家のワクフ物件

不動産: 371件 水利権: 157件 計528件

両者の計1112件のワクフ物件登録

* ティムール朝アミール、チャクマーク・シャーミーのワクフ: 1445年7月6日付け

ワクフ文書のおおよその構成

1. 序(神への賛辞やワクフ設定の目的が語られる)
2. ワクフ物件(ワクフとして登録される物件の列挙)
3. ワクフ条件(ワクフ対象の特定や、施設の運営に関する条件規定)
4. 結(設定者の宣誓証言、カーディーの認可、証人の記名)

留意点:

- ・ ワクフ条件では、設定者の意志がかなり優先される
- ・ ワクフは永遠であるという前提があるため、取り消しの要因となる瑕疵を回避するよう注意がなされる。

a . ワクフ物件の登録：不動産

書式上： tamāmat [ペルシア語] / jamī‘ [アラビア語]
種別
[固有名] (記載なしの場合多数)
四至 (四囲) の列挙 (東西南北等の指標記載なし ; 単純に列挙)
[面積] (記載なしの場合あり)
[その他]

売買文書の形式に準じる

ワクフ登録時に売買文書から順次抜粋していった可能性が大

『ラシード区ワクフ文書』：(条件部分は、ラシードの自筆)
ヤズドの物件登録部分の執筆者は、認可を下したカーディー

1 . 非常に微細な単位で保存し、それを集積

ラシード登録の農村部不動産平均面積 [1 jarīb = 1000m²]

バーク： 0.68 jarīb

果樹園： 1.45 jarīb

土地片： 1.21 jarīb

2 . 四至の列挙での東西南北無記入での提示

「関係者には周知であり，境界・描写の必要はない」等の文言も多数存在

* ワクフ設定および不動産売買契約の地域限定性

Gronke 1984 では、イラン・中央アジアの特徴とする
が、例外は多数存在

シャーフィイー派の特徴？

(地域主義的傾向と指摘される [Bulliet 1994: 111])

3 . 所有・占有の区別

四至に現れる物件の提示方法において：

所有：アラビア語では属格での接続；ペルシア語ではエザーフェで接続
「 ~ の土地片、 ~ のバーク」等

占有：ペルシア語：「その [直前記載の隣接地の] 所有者の占有する土地
(zamīn kih dar dast-i mālik-i ān ast)」

アラビア語：「インジュー地 [王室地] の管理者が占有する土地(ard
yataşarrafu fī-hā aşhāb al-Īnjū al-Jalālī)」

ここではガザン = ハンによる30年間係争のない物件の所有権を占有者に与
える勅令の発布 (1300年 [本田 1991: 303]) 後のことで、占有の記述は少数

三浦 1999: 299 「某の占有する bi yad 家屋」

= 「賃借物件」とするのは再考の余地

cf. ヤルカンド文書 Gronke V 4 行目

「購入の日に，彼ら二人のものであり(li-humā)，彼ら二人の所有権に
属し(fī milk-humā)，彼ら二人の占有下にある(taḥta taşarruf-humā)地所」

b . ワクフ物件の登録：水利権

イランの水利：カナート（地下水路）による
（したがって以下の考察は、イランの特徴としてイランに限定）

水利権の分割：全体を複数sahmに分け（総数をaşlと呼ぶ），持分をsahmで表す
（shabānarūz というローテーションに基づく単位もある）

例えば、

カナート Abr-o-Mubāraka

| | |
|----------|---------------------------|
| aşl | 16640 sahm |
| ラシードの持分 | 1240 sahm + 12 shabānarūz |
| ニザーム家の持分 | 2129 1/4 sahm |

（各持分は、ワクフ登録の総計）

共同所有形態が基本；個々人の所有権の処分は可能
[カナート全体の所有は、数件にすぎない]

増資（規模の拡大）も行われる

「所有者たち(mullāk wa arbāb)が、677年[1278.5.25.-]にこの諸カナートのローテーション(dawr)に関して増資していた(ziyāda kardā būdand) 5 shabānarūzで、このため、私(in da‘if [= Rashīd])に売却した atābak Yūsufshāh が認めて、法に適った証書(hujjat-i shar‘i)を与えた」

* 水も個人の所有物であり、契約関係の対象になる

* 不動産および水利権とも「合法の売買契約により」所有権が移転された旨が個々の登録箇所に明記されることが

c . 契約主体

イスラーム法 = 法人格を認めない

何らかのワクフの設定者は個人に限定される

* ガザン = ハンの「サイドの館（ダールッスィヤード）」のワクフ文書
[岩武 1992: 56-57]

ワクフ設定者であるイルハン、ガザン = ハンの代理(wakīl) として当時のワズィール（宰相）、Sa‘d al-Dīn Sāwajīが設定。

カーディーの認可「このように、ワクフ設定者の代理人により、私の前で陳述が行われ、その代理権に基づき、その証書が書かれた」
代理人の証言 「スルタンかつイルハンの従われるべき許可といと高き命令をもって、私により [このワクフ設定が] 行われた」

* カーディーの取り扱いは、一般のワクフ設定と何ら異なるところがない

C. ワクフの継続：「契約」を守らせるもの

a. 国家との関係

賃貸制限条項

- ・ 1年以上の長期の賃貸に供さない
 - + 「第1の契約が完全に終わらないうちに第2の賃貸契約を結ばない」
- ・ 「権威の持ち主(aṣḥāb al-jāh)、強権を持つ者(al-mutaghallibīn)、高官(arbāb al-munāsib)、支配する者(al-mutasallitīn)には、部分的にもいかなる理由によっても賃貸しない。」 [『慈善集』の条件より：Jāmi‘ al-Khayrāt, ed. Īraj Afshār, Tehrān 1341/1962., p.156]
- ・ 「ワクフの資産を、3年以上、単一の契約によっても、複数のことなる契約によっても賃貸しない。決して権力や強健を持つ者(arbāb-i istilā wa taghallub)には [賃貸] しない。」 [ティムール朝アミールのワクフの事例：岩武 1990: 73]

* 3年期限の賃貸制限が一般的

* 国家とその関係者への賃貸を禁止

国家と距離をとることによって、ワクフの保全を図る

国家の介入禁止条項

- ・ ガザンのワクフでも
「国家のワクフのムタワッリー [ワクフ管理の官職] とその吏員には、十分の一税や付加税の名目や他の理由で、このワクフ物件に干渉する権限は全くない」
[岩武 1992: 56]
- ・ ティムール朝アミールのワクフでも同様、「監査の要求」の拒否を条件に規定

b. ワクフの継続の事例

- ・ 上記、ティムール朝アミールのワクフに対する1841年のワクフ調査記録
「 [ワクフの収益の] 用途は、ワクフ文書の写しに定められている。ワクフ設定者が、ワクフ管理者(mutawallī)の監査は行われてはならないと規定したゆえに、その歳入と歳出は確定できない」
[岩武 1993: 12]
- ・ イスファハーンのシャフシャハーン家が管理するワクフ地1村の保全のため訴訟
 - ・ ワクフ：15世紀半ばにティムール朝王子によって設定
 - アク・コユンル、ロスタム = ベグに対して
 - 1495年5月6日 開始
 - 1495年5月26日 勝訴：返却の勅令発布

[Aubin 1956: 133-44; cf. 羽田 1996: 256-57]

c . ワクフを継続させるもの

a . 瑕疵の回避

1 . ワクフ物件登記上の所有権の確認の文言（上記）

- 2 . ワクフ対象に墓廟を含むとき：墓所を当該ワクフより排除、別にワクフ設定
[ニザーム家のワクフ：岩武 1989: 41]
[cf. マムルーク朝スルターン・ハサンのワクフの事例：岩武 1999]

b . 紛争の予防としての訴訟

- ・一般契約の場合の事例：三浦 1998: 186-90
- ・ワクフ：次の言を引けば十分であろう

「少なくとも16世紀末以降のブハラで作成されたワクフ文書には、ワクフ設定を確定させる文言に共通の形式が見られる。それは、ワーキフ [ワクフ設定者：岩武] が一旦ムタワッリー（ワクフ財産の管財人）に引き渡したワクフ財産を自己の占有下に戻そうとするのに対し、カーディーがワーキフの主張を否定して、ワクフ設定が有効であり、かつワクフ財産を自己の占有下に戻すことがもはや不可能である旨の判決を提出する、というものである。ほぼ定型化された文言として当時のワクフ文書に記されるこの訴訟劇がフィクションであることはいうまでもない。」

[磯貝 1999: 42, note 5]

最後に

ワクフ文書末尾には、コーランの一節などを引き、文書の改変者などに対する警告の句がつけられる。しかし、ワクフを継続させるもの、「契約」を守らせるものを「宗教心」「信仰心」にのみ求めることはできない。

ワクフを継続させるもの、「契約」を守らせるもの、すなわち、ワクフにしる契約にしるそれを保証するものは、「神」の直接の脅威やそれに対する信仰心ではなく、あくまで「法」のなかで整合性であったといえる。

イスラーム社会は、イスラームの宗教的性格（神の絶対的存在と共同体主導の信仰形態が強調される）とは裏腹に、神が現実に関与せず、非共同体的な性格が強い、確立した個人が法によって関係を結んでいる社会であったといえる。

そのイスラーム法に関しては、イスラーム史の研究者の間で、しばしば「法と現実の乖離」が問題とされるが、ヒヤルやワクフにおける瑕疵の回避にみられるように、イスラーム法は現実を取り込む柔軟性を内包していた（「イジュティハードの門」は閉じていないことを強調する説が近年提出されている）。

本発表の最後に、そのような法の浸透した社会の圧力こそが「契約」を守らせるものであったのではなかったかという仮説を提案してみたい。

参考文献

- Aubin, J., "Note sur quelques documents Aq Qoyunlu", *Mélanges Luis Massignon*, tome I, Institut Français de Damas, Damas 1956.
- Bulliet, R.W., *Islam. The View from the Edge*, New York, 1994.
- Erdal, M., "The Turkish Yarkand Documents", *Bulletin of The School of Oriental and African Studies* (BSOAS), 47/2 (1984)
- Gronke, M., "La rédaction des actes privés dans le monde musulman médiéval: théorie et pratique", *Studia Islamica* 59(1984)
- Gronke, M., "The Arabic Yārkaṅd Documents", *BSOAS*, 49/3 (1986)
- Hoexter, M., "Waqf Studies in the Twentieth Century: The State of the Art", *Journal of the Economic and Social History of the Orient*, 41-4(1998).
- Huart, Cl., "Documents de l'Asie centrale (Mission Pelliot). Trois actes notariés arabes de Yārkaṅd", *Journal Asiatique* (JA), 11 série, 4 (1914)
- Minovi, M. — Minorsky, M., "Naṣīr al-Dīn Ṭūsī on Finance", *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*, 10-3(1940).
- Schacht, J., *Das kitāb al-ḥīyal fil-fīqh (Buch der Rechtskniffe)*, Hannover 1924
- Schacht, J., *An Introduction to Islamic Law*, Oxford 1964.
- Turan, O., "Selçuk Türkiyesi'nde Faizle Para İkrazına Dair Hukukî Bir Vesika", *Belleten* 16(1952)
- Turan, O., "A Legal Document Concerning Money-lending for Interest in Seljukian Turkey", *Armaghān-i 'Ilmī: Professor Muḥammad Shafi' Presentation Volume*, Lahore 1955.
- Wakin, J., "Written Documents in Islamic Law", *Actas do IV Congresso de Estudos Arabes e Islâmicos, Coimbra-Lisboa 1968*, Leiden 1971.
- Wakin, J., *The Function of Documents in Islamic Law*, Albany 1972.
- 磯貝健一「一七世紀初頭ブハラの死地蘇生文書について」『史林』82-2(1999).
- 岩武昭男「ニザーム家のワクフと14世紀のヤズド」『史林』72-3(1989).
- 岩武昭男「ティムール朝アミールのワクフの一事例 - - ヤズドにおけるチャクマーク・シャームのワクフについて - - 」『西南アジア研究』32(1990).
- 岩武昭男「ガザン・ハンのダールッスイヤーダ(dār al-siyāda)」, 『東洋史研究』50-4(1992).
- 岩武昭男「イランにおけるワクフの継続 - - ヤズドにおけるアミール・チャクマークのワクフの事例 - - 」『イスラム世界』42 (1993)
- 岩武昭男「公益・福祉制度 ワクフ 」『文明としてのイスラーム』講座イスラーム世界2：後藤明編(栄光教育文化研究所 1994)
- 岩武昭男「イスラーム社会とワクフ制度」『イスラーム世界の発展 7 - 16世紀』岩波講座 世界歴史10(岩波書店 1999)
- 羽田正『シャルダン『イスファハーン誌』研究』(東京大学出版会 1996)
- 藤本勝次「製紙法の西伝」大庭脩編『シルクロードの文化交流』(同朋社 1981)
- 堀井聡江「ハナフィー派の学説にみるヒヤル(hīyal)の展開」『オリエント』38-1 (1995)
- 本田實信『モンゴル時代史研究』(東京大学出版会 1991).
- 三浦徹「19世紀ダマスクスのイスラム法廷文書(1) サーリヒーヤ法廷をめぐる人間関係 」『東洋文化研究所紀要』135(1998).
- 三浦徹「19世紀ダマスクスのイスラム法廷文書(2) サーリヒーヤ街区における社会経済関係 」『東洋文化研究所紀要』137(1999).
- 柳橋博之『イスラーム財産法の成立と変容』(創文社 1998)